

月報私学

3 2012
VOL.171

日本私立学校振興・共済事業団広報



「noblesse oblige(ノブレス・オブリージュ)」の教育理念の下、独自の教育システムで生徒の学力の伸長を図ります。
写真提供：学校法人 五島育英会 東京都市大学等々力中学校・高等学校（東京都世田谷区）

CONTENTS

- 平成24年度 私学関係予算(案)の概要…………… 2
- 就任のあいさつ 理事 大槻達也／西野宏明…………… 5
- 連載⑪ 魅力あふれる学校づくりを目指して
「防災の名古屋電気学園・愛知工業大学」を目指して …… 6
- 平成24年度 融資事業のご案内…………… 8
- 特定健康診査の結果データの提出期限と特定保健指導の実施…………… 9
- 平成24年度の掛金率／一部負担金の免除期間の延長……………10
- 児童手当拠出金率の変更／70歳からの一部負担の割合 ……11
- 採用時の手続き……………12
- INFORMATION……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

平成二十四年度 私学関係予算(案)の概要

平成二十三年十二月二十四日の閣議で、平成二十四年度政府予算(案)が決定しました。ここでは、文部科学省の私学関係予算として、私学助成関係予算(案)、幼児教育関係予算(案)(私立幼稚園に関する主な予算)、専修学校関係予算(案)の概要を説明します。

私学助成関係予算(案)

私学助成関係予算(案)については、表1のとおりです。

私立大学等の経常費に対する補助については、対前年度五四億四〇〇万円増の三、二六三億二、六〇〇万円となっています。このうち一般補助は、二、七九三億二、五〇〇万円、特別補助は、四七〇億一〇〇万円となっています。

一般補助では、教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究にかかわる経常的経費について引き続き支援することとし、特別補助では、我が国の成長を支える人材育成の取組や大学等の国際交流の基盤整備への重点的支援、授業料減免等の充実、被災地の大学の安定的教育環境の整備を図ることとしています。

私立高等学校等の経常費助成費等に

対する補助については、一般補助の生徒等一人あたり単価を増額するとともに、私立幼稚園における預かり保育などの子育て支援の一層の充実を図ることとしています。また、教育改革推進特別経費において、防災教育等に取り組み私立高校等への支援を新たに実施するなど、都道府県による経常費助成費等に対する国庫補助を引き続き実施することとし、対前年度三億八〇〇万円増の一、〇〇五億三、八〇〇万円を計上しています。

私立学校の施設・設備の整備費に対する補助については、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震により倒壊の危険性のある学校施設のうち耐震性の低い校舎等を中心とした耐震補強等に対する支援のほか、教育研究機能の高度化のための施設・設備整備の推進を図るため、二一七億七、〇〇〇万円を計上しています。このうち、私立学校施設高度化推進事業費補助(利子助成)については、二十四年度に私学事業団から融資を受ける老朽校舎等の建替え整備事業にかかる学校法人負担率を二十三年度に引き続き大学等について実質一・五%、高等学校等について実質一・〇%に優遇することとしています。

また、私立大学が建学の精神と特色を生かした人材育成機能を発揮し、及び大学間連携を進め、もって社会の期待に十分に応える教育研究を強化し、進展させ、私立大学の教育改革のこれまで以上の新たな展開を図るため、基盤となる教育研究設備の整備に対する新たな補助金を創設し、私立大学教育

研究活性化設備整備事業として、三億四、七〇〇万円を計上しています。なお、共済業務にかかる事業費(長期給付)補助金及び事務費等補助金として、対前年度三〇七億一、四〇〇万円減の七九九億七、四〇〇万円が計上されています。

表1 平成24年度 私学助成関係予算(案) 一覧

(単位: 百万円)

事 項	23年度 予算額	24年度 予算額(案)	比較増 △減額	備 考
1. 私立大学等経常費補助金	320,922	326,326	5,404	〔うち復興特別会計〕 7,573
◆一般補助	281,169	279,325	△ 1,844	
◆特別補助	39,753	47,001	7,248	
2. 私立高等学校等経常費助成費補助	100,230	100,538	308	〔うち復興特別会計〕 224
◆一般補助	88,674	88,433	△ 241	
◆特別補助	8,925	9,448	523	
◆特定教育方法支援事業	2,631	2,657	26	
3. 私立学校施設・設備の整備の推進	15,688	21,770	6,082	〔うち復興特別会計〕 10,987
4. 私立大学教育研究活性化設備整備	-	3,147	3,147	(新 規)
日本私立学校振興・共済事業団補助	110,688	79,974	△ 30,714	
日本私立学校振興・共済事業団貸付事業 (うち財政融資資金)	77,000 (30,700)	93,800 (54,500)	16,800 (23,800)	

幼児教育関係予算(案)

二十四年度幼児教育関係予算(案)については表2のとおりです。

幼稚園就園奨励費補助については、保護者の経済的負担の軽減等を図るため、私立幼稚園の補助単価を引き上げ、二五億五、〇〇〇万円(対前年度比三億六、五〇〇万円増)を計上しています。

私立幼稚園施設整備費補助については、二三億一、七〇〇万円(対前年度比一五億三、九〇〇万円増)を計上し、私立幼稚園施設の耐震化事業などに対応することとしています。加えて、二十三年度第三次補正予算においても、耐震化を促進するため、三八億七、一〇〇万円を計上しました。なお、地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強工事については、引き続き補助率二分の一以内への嵩上げを行うこととしています。

私立幼稚園に対する経常費助成費補助については、「預かり保育推進事業」等の充実を図り、三二二億七、四〇〇万円を計上しています。

また、幼保一体化に関する基準等の研究を行う「幼児教育の改善・充実調査研究」事業、幼稚園等の経営実態について調査・分析を行う「幼稚園・保育所等の経営実態調査」、及び「幼稚園教育理解推進事業」の実施に必要な経費を計上しています。

さらに、二十三年度第四次補正予算

助成業務

表2 平成24年度 幼児教育関係予算(案)の概要

(単位:百万円)

区分	23年度当初予算額	24年度予算額(案)	比較増△減	備考
1. 幼稚園就園奨励費補助	21,185	21,550	365	※23年度予算→24年度予算(案)
(1) 補助単価の引き上げ ・保護者負担の軽減等を図るため、私立幼稚園における補助単価を引き上げる。				
(階層区分) (23予算) (24予算(案)) (対前年度比)				
【公立】生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯(年収270万円以下)			20,000円 → 20,000円	(前年度同額)
【私立】				
I 生活保護世帯	223,200円	226,200円		(3,000円増)
II 市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)(年収270万円以下)	193,200円	196,200円		(3,000円増)
III 市町村民税所得割課税額(77,100円以下)世帯(年収360万円以下)	109,200円	112,200円		(3,000円増)
IV 市町村民税所得割課税額(211,200円以下)世帯(年収680万円以下)	46,800円	49,800円		(3,000円増)
※金額は、第1子の補助単価(年額)を掲げている。 ※年収は夫婦(妻は専業主婦)と子ども2人の場合のモデル世帯を設定し、目安として掲げている。 ※市町村民税所得割課税額は、年少扶養控除の見直しに伴い、参考年収680万円以下の対象世帯において、これまでの階層区分から変更が生じないよう見直したものである。 ※保育料等の全国平均は年額で公立79,000円、私立305,000円。				
(2) 第2子以降の保護者負担割合の軽減				
○兄・姉が幼稚園児の場合	第2子	0.5		
	第3子以降	0.0		
○兄・姉が小1~3の場合	第2子	0.75		
	第3子以降	0.0		
※第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の保護者負担割合				
2. 私立幼稚園施設整備費補助	778	2,317	1,539	※平成23年度第3次補正予算にて、3,871百万円を措置
3. 私立高等学校等経常費助成費補助(幼稚園分)	31,983	32,274	291	
(ア) 一般補助	24,438	24,437	△1	
(イ) 特別補助	7,545	7,837	292	1. 子育て支援推進経費 4,502百万円→4,672百万円 ・預かり保育推進事業 3,352百万円→3,522百万円 ・幼稚園の子育て支援活動の推進 1,150百万円→1,150百万円 2. 幼稚園特別支援教育経費 3,043百万円→3,165百万円
4. 幼稚園教育内容・方法の改善充実	23	21	△2	・幼稚園教育理解推進事業 23百万円→21百万円
5. 幼児期からの「人間力」向上総合推進プラン	53	50	△3	・幼児教育の改善・充実調査研究 36百万円→33百万円 ・幼稚園・保育所等の経営実態調査 17百万円→17百万円
6. 緊急スクールカウンセラー等派遣事業	0	4,702の内数	4,702の内数	

においては、「安心こども基金」の実施期限を二十四年度末まで延長するとともに、認定こども園の整備、耐震化

促進事業等を実施するために必要額を積み増すこととしています。なお、私立幼稚園施設の耐震化につ

いては、この機会に必要な整備を完了していただきますよう、積極的な取組をお願いいたします。

※認定こども園の施設整備などを行う「安心こども基金」については、平成23年度第4次補正予算において、認定こども園の整備、耐震化促進事業等を実施するため、必要額を積み増すとともに、事業実施期限を24年度まで1年間延長することとし、3,550百万円を計上している。

専修学校関係予算(案)

専修学校は、その柔軟で弾力的な制度の特色を生かし、社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、大きな役割を果たしています。

二十四年度専修学校関係予算(案)については、成長分野等における中核的専門人材の養成を、産学官連携の下

でさらに推進するため「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進」を拡充するとともに、専修学校における留学生の受入れ拡大を図るため「専修学校留学生総合支援プラン」を引き続き計上しています。

また、東日本大震災からの復興に向けた支援を行うため、被災地の人材ニーズや雇用のミスマッチに対応し、復旧・復興の即戦力や次代を担う専門

人材の育成を図るため「東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業」を計上しています。

さらに、安心して学べる環境の実現に向けた修学支援として、「(独)日本学生支援機構の奨学金事業(専門学校生を含む)」の貸与人員が拡大されるとともに、「高等学校等就学支援金」(高等学校等就学支援金を含む)が引き続き計上されました。

その他、耐震化事業に対する補助を新規に計上するとともに、教育装置・情報処理関係の設備等に対する補助等について、必要な経費を計上しています。

二十四年度専修学校関係予算(案)における主な事業の概要については表3のとおりとなっています。

表3 平成24年度 専修学校関係予算(案)の概要

Table with 4 columns: Item, 23年度予算額(当分1~3次補正), 24年度予算額(案), and 23年度3次補正予算額. Rows include categories like 'National Strategy', 'East Japan Earthquake Recovery', and 'Peaceful Learning Environment'.

就任のあいさつ



理事

大槻達也

このたび一月一日付けで、河田悌一理事長から、石川明理事の後任として企画・総務担当理事を拝命致しました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

これまで、私学に直接関わる二度の機会を含め、主として学校教育の充実振興の仕事に従事してまいりました。はなはだ微力ではございますが、私立学校教育の振興に全力を尽くしたいと考えております。何卒皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、申すまでもなく、少子高齢化や人口減少、経済を始めとする諸活動のポーターレス化など、我が国社会を取り巻く環境は極めて厳しく、その変化のスピードも益々加速しています。このような中において、我が国社会が今後とも一定の繁栄を持続し、国際社会に貢献していくためには、それを担う人材の育成が急務であります。また、もとより、社会を構成する個人がそれぞれ生きがいをもって成長、生活していくことができる資質や能力を身に付けていくことも重要であります。こ

れらは学校教育に求められる重要な役割であり、我が国において、その主要な部分を私立学校が担ってきていることは多言を要しません。

しかしながら、少子化の進展など、私立学校を取り巻く状況は決して平坦ではなく、このような大きな期待に応え、その責を果たしていくためには、私学関係者の努力のみを待つのではなく、そのような努力を社会全体で支えていくことが肝要であります。

また、昨年三月の東日本大震災や原子力発電所の事故によって、被災地は元より、全国各地の私立学校も、直接・間接の様々な影響を受けています。特に、福島の皆様にあつては、まだまだ先の見えない苦闘の只中に置かれています。

これらの喫緊かつ重要な課題を乗り越えていくことは決して容易ではありませんが、私学の皆様と共に、本事業団の一員として、知恵を絞る微力を尽くす覚悟ですので、重ねてご支援ご叱正を賜りますようお願い申し上げます。



理事

西野宏明

このたび、一月一日付けで、日本私立学校振興・共済事業団の理事（経営情報・助成担当）を拝命しました。

前身の日本私学振興財団を含め助成業務に三十五年間携わった経験はありますものの、皆様のご指導ご鞭撻を頂戴し、河田理事長のもと、役員と力を合わせ、私学振興のために微力を尽くす所存でありますので、長田前理事同様よろしくお願いいたします。

近年、少子高齢化や社会構造等の大きな変化により、日本の社会は変革期を迎えていると言われております。私立学校の経営もこの影響を受け、経済情勢も加わり一段と厳しさが増しております。さらに昨年三月の東日本大震災では私立学校も大きな被害を受け、被災校の多くは今なお復興途上にあります。この変革期に、どう対応していくのか、私学経営のこれからの大きな課題と言えます。

平成十年に旧私学共済組合と旧私学振興財団を統合して設立された本事業団の歴史を振り返りますと、さきの大戦の戦禍によって疲弊した私立学校の

復興のために、当時の私学人が極めて困難な諸条件のもと、一致結束して奔走した私学復興運動が実り、私立学校法の制定とともにいわゆる私学三法として両法人が設立されました。筆舌に尽くし難い大変なご苦勞があったと聞いております。

その後も私立学校は、建学の精神を掲げ、その時代時代の要請に柔軟に对应、個性的、先駆的な教育を生み出して幾多の逆境を乗り越えてきました。これこそ国公立学校にはない私学の持つ力ではないでしょうか。

この多難な時代を迎え、本事業団におきましても、私学の皆様の経営改善に向けた取り組みに対して経営支援機能を充実して、お手伝いをさせていただきます。このほか、担当の補助金・寄付金・情報提供事業についても、効率的な執行と業務内容をわかりやすくお伝えできますよう工夫してまいります。皆様のご支援を賜り、一隅を照らすことができますよう精一杯努力いたしますので、何卒よろしくお願いいたします。

魅力あふれる学校づくりを目指して

「防災の名古屋電気学園・愛知工業大学」を目指して

連載 ⑪

愛知工業大学地域防災研究センター長 正木和明

はじめに

学校法人名古屋電気学園は、所属する全学生、全教職員が安全で安心に学べる教育現場を築いてまいりました。本稿では、「防災の名古屋電気学園・防災の愛工大」を目指し、学園・大学が一体となって推進している防災対策への取り組みについてご紹介させていただきます。

「気学講習所」に始まり、本年に創立100周年を迎える歴史と伝統を誇ります。

創立以来、一貫して「一握りのエリートでなく、企業の第一線で活躍する技術者の育成」を目指し、愛知工業大学をはじめ、愛知工業大学名古屋高等学校、愛知工業大学附属中学校、愛知工業大学情報電子専門学校、愛知工業大学科系総合学園として発展を続けています。

名古屋電気学園の概要

学校法人名古屋電気学園は一九二二（大正元）年に開設された「名古屋電



創立100周年記念事業として建設される記念館

防災研究の拠点「地域防災研究センター」

愛知工業大学工学部の建設系研究者を中核として地震防災に関する二つの研究拠点が設立されています。耐震実験センターは平成十年度、地域防災研究センターは同十六年度に文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業に採択されました。

本学が立地する三河地域は、最も地震危険度が高い地域です。その一方で製造業を中心に日本で最も産業が集積している地域です。地元企業の防災力を向上させる技術の開発を目的とし、近隣企業との産学連携による「地

震防災コンソーシアム」を立ち上げ、同事業により「地域防災研究センター」を設立しました。



地域防災研究センター

(1) 緊急地震速報の配信事業と利活用に関する研究

地域防災研究センター構想の計画を始めた頃、気象庁が緊急地震速報の試験的配信を開始しました。そこで、緊急地震速報を三河地域三〇の事業所に配信し利活用に関する研究に取り組むことにしました。緊急地震速報を配信し企業の地震防災力を向上させようという研究は、当時としてはユニークな試みではなかったかと思えます。

配信先は自動車産業を中心として製造業関係が多いのですが、化学、鉄鋼、医療関係、学校にも配信しています。二〇一一年十二月時点では六六事業所へと拡大しています。

気象庁から一次配信された緊急地震速報を当センターから各事業者へ二次

配信します。事業者は、従業員の避難、装置の遮断、エレベーター停止等の緊急対策を行います。そのためにはノウハウが必要で、当センターは各企業と連携してその利活用方法を研究・開発しています。このような研究に取り組んでいる大学はあまりないと思います。

(2) あいぼう会の設立

地域防災研究センターの研究目的は、企業の防災力を向上させることにあります。そこで、緊急地震速報を配信している企業を中核とし、その他、地震防災に強い関心を持つ企業を集めて、「地震に強いものづくり地域の会（通称あいぼう会）」を十八年度に立ち上げました。「あいぼう」とは「相棒」「愛知防災」等の意味を含めて命名されました。会では、防災マニュアル、BCP（事業継続計画）、災害対策事例集、防災検定問題集の作成や見学会などを活発に行っています。このような活動は全国的にも珍しくテレビ・新聞でも紹介されました。

(3) 社会人防災マイスター養成講座の開講

二十年度、文部科学省戦略的大学連携支援事業「工科系コンソーシアムによるものづくり教育の拠点形成」が採択され（主体校名古屋工業大学）、愛知工業大学の事業の一環として「社会人防災マイスター養成講座」を開講しました。この講座の特長は、体系的な

カリキュラムに基づく一年間履修コースであり、年間一二〇時間を履修し全六科目に合格した場合には学校教育法に基づく履修証明書が交付されることです。対象者が社会人であることから、授業はインターネットを用いたeラーニングも活用しています。現在までに一九名が修了、一〇名が修了予定です。東日本大震災で救援活動に従事した消防署員やボランティアで活躍した修了生もいます。



社会人防災マスター養成講座授業風景

(4) 地域貢献活動

地域防災研究センターには市民向け施設が用意され、講演会、見学会に多くの市民、高校生、小中学生に参加してもらっています。また、オープンキャンパス・大学祭、市民向け公開講座、大学コンソーシアム防災講座、小学校への出前授業、消防出初め式に参加、県の防災イベントへの出展等幅広く活動を推進しています。



地域防災研究センターで開催された小学校児童による防災マップ発表会



消防出初め式の「防災フェア」に出展した学生による津波紙芝居

緊急地震速報による防災訓練

地域防災研究センターでは設立後、緊急地震速報の利活用に関する研究をスタートしました。そこで緊急地震速報を本学に導入し避難訓練を実施することになりました。緊急地震速報はこの段階では試験的運用であったため、本学の避難訓練は気象庁が採用した全国三か所における共同実験の一つとして採用され、十八年十二月十四日に一回目が実施されました。訓練前は、学生

が本当に参加してくれるだろうか、放送はうまく伝わるだろうか等心配でしたが、結果的には大成功でした。訓練の様子はテレビでもニュースとして紹介されました。この日は十二月の寒い日でしたが、学生も教職員も全員が熱心に参加してくれた事は、学園・大学の強い支援があったためと思います。この訓練が成功した理由は訓練後の学生の次のような声にも表れています。「学長以下、大学の全教職員の方々が学生を守ってくれていることが分かりました。本学の一員としての自覚が生まれました」。



緊急地震速報を用いた防災訓練（避難場所風景）



消防署との合同訓練（はしご車による避難）



愛知工業大学名電高校における避難訓練

十九年二月に本格的に緊急地震速報を導入し、現在も運用しています。緊急地震速報を導入した大学としては全国でも先駆的な試みであったと思います。現在は、附属中学校、名電高等学校、専門学校を含む学園全体に拡大し、参加者は五、五〇〇人に達する大規模な訓練となっています。

最後に

本学園・大学はものづくり地域における教育機関として地域との連携を図りながら若い人材の育成に取り組んでおります。地域の皆様のご支援をいただきながら地域の発展に貢献できることを願っております。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

正木 和明（まさき かずあき）
名古屋大学大学院修了。工学部都市環境学科教授。平成十七年より現職。専門は地震防災。

平成24年度 融資事業のご案内

私学事業団では、私立学校教育の振興を図るため、私立学校の施設整備に要する資金、その他経営に必要な資金の融資を行っています。

本事業団融資は、国の財政融資資金、私立学校教職員共済制度の年金運用資産等を原資とする公的な融資制度です。

融資費目ごとの計画額、融資金利等は下表をご覧ください。なお、平成24年度計画額には、東日本大震災により被災した学校法人等に対する復旧支援融資及び耐震改築事業に対する長期低利融資が措置されています。

助成業務

平成24年度 融資事業計画 (案)

融資費目	事業内容	24年度計画額(案)	貸付条件	
			利率	期間
一般施設費	①校(園)舎、体育館、講堂等の建築事業、校地等買収、造成事業	45,700	1.6	20年以内 (うち据置2年以内)
	②私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定された事業に係る施設の整備事業		1.3	
	③研究高度化関連施設の整備事業		1.4	
	④次世代型学校施設の整備事業		1.3	
	⑤温暖化対策のための施設整備事業		1.3	
	⑥防災(耐震)機能強化の改修事業		1.3	
	⑦耐震改築事業		1~3年目 無利子 4年目以降 0.5	
教育環境整備費	①机、椅子、図書等の校教具の購入	5,000	0.6	5年6か月以内 (うち据置6か月以内)
	②実験・実習用機器備品・装置、通園バス等車両の購入		0.9	10年以内 (うち据置2年以内)
	③「私立大学研究設備整備費等補助金」等の補助対象設備・備品		0.6	5年6か月以内 (うち据置6か月以内)
	④過疎地の高等学校の経営に必要な資金		0.6	5年6か月以内 (うち据置6か月以内)
	⑤経営困難校を支援する法人が一時的に要する資金		0.6	5年6か月以内 (うち据置6か月以内)
	⑥東日本大震災により被災した学校法人等の当面の経営資金		1~5年目 無利子 6年目以降 0.2	7年以内 (うち据置3年以内)
災害復旧費	①風水害、地震等による災害復旧事業	21,100	0.9	特別災害は25年以内 (うち据置2年以内) 一般災害は20年以内 (うち据置2年以内)
	②東日本大震災により被災した学校法人等の施設の復旧事業		1~5年目 無利子 6~7年目 0.7 8年目以降 0.9	25年以内 (うち据置5年以内)
公害対策費	騒音、アスベスト等の公害防止対策のための施設整備事業	100	1.3	21年以内 (うち据置3年以内)
特別施設費	①寄宿舎、国際交流施設、附属病院等の建築、用地買収事業	21,900	1.7	20年以内 (うち据置2年以内)
	②障がい者の利便をはかるために校舎等を改修する事業		1.3	

- ※1. 金利は、平成24年3月1日現在のものです。毎月見直しており、融資実行の際は契約時の金利を適用します。
- ※2. 一般施設費のうち沖縄県に所在する学校(専修・各種学校を除く。)の施設整備事業の金利は、1.3%(返済年限22年以内)です。
- ※3. 一般施設費のうち耐震改築事業の専修学校・各種学校に対する金利は1.1%です。
- ※4. 一般施設費のうち10年以内で借りの場合の金利は0.9%、6年以内で借りの場合の金利は0.7%です。
- ※5. 特別施設費のうち10年以内で借りの場合の金利は1.0%です。
- ※6. 老朽施設等(築30年以上の校舎等)の建替え整備事業に係る融資に対し、文部科学省による利子助成制度があります。

問い合わせ先(私学振興事業本部) 融資部 融資課
 TEL 03(3230)7862~7867 FAX 03(3230)8570(融資課共通) Eメール yushi@shigaku.go.jp(融資課共通)

特定健康診査の結果データの提出 期限と特定保健指導の実施

福祉部 保健課

― 定期健康診断終了後は、速やかにご提供ください ―

平成二十三年度 特定健診結果の提出期限

学校法人等から提出していただく加入者にかかる特定健診結果データの提出期限は、毎年度九月三十日としています。

ただし、定期健康診断の実施が十月以降となる場合は一月三十一日、二月以降に実施する場合は五月三十一日と、段階的に提出期限を定めています。提出期限にかかわらず、定期健康診断終了後は、速やかに提出してください。

提出された定期健康診断の結果データから特定保健指導が必要と判定された人については、「特定保健指導利用券」を送付しますので、対象者に配付してください。

なお、最終期限である五月三十一日を過ぎて提出があった場合は、当該年度の結果通知（情報提供冊子を含む）や「特定保健指導利用券」を送付できませんのでご了承ください。

事業主（学校法人等）からの特定健康診査に関する記録の写しの提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第二十七条及び厚生労働省令第十四条に基づくものです。

特定保健指導利用券の有効期限

特定保健指導利用券に記載されている有効期限を確認し、期限内に初回面談を受けていただくよう対象の人への勧奨をお願いします。

なお、特定保健指導利用中に、退職などにより加入者資格を喪失した場合は、有効期限にかかわらず、その時点で特定保健指導は中止となります（任意継続加入者になる人は、継続して特定保健指導が受けられます）。

資格喪失後も、保健指導の継続を希望される場合、資格喪失後に発生した保健指導費用は自己負担となりますので、注意してください。

特定保健指導を利用しやすい環境づくりにご協力ください

特定保健指導機関の多くは休日を利用することができないなど、態勢が整っていないため、対象者が保健指導を利用することが難しい状況にあります。

教職員の健康管理の一環として、対象者への利用の呼びかけ及び、就業時間中に保健指導を受けることができるようにするなど、保健指導を利用しやすい環境づくりにご協力をお願いします。

私学事業団では、保健指導対象者の利便をはかるため、保健指導機関が学校等へ訪問する「学校訪問型保健指導」を実施しています。

希望される学校法人等は、下表の保健指導機関に直接連絡してください。

詳細は私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp>）でも確認できます。

◇一括調整型

学校法人等の事務担当者により日時調整をお願いします。

※対象者の多い学校法人等での実施に適しています。

◇個別調整型

学校法人等の事務担当者より対象者の連絡先を教えてください。指導機関が対象者と直接日時の調整を行います。

※対象者が少ない場合や教職員の日時を調整することが困難な場合に適しています。

保健指導機関	(株) 全国訪問健康指導協会 10年以上にわたる保健指導実績と全国各地の900名を超える保健指導スタッフにより、質の高い保健指導を行っています。	ヘルスケア・コミッティー (株) 東京大学医学部付属病院（22世紀医療センター）との予防医学における産業連携（共同研究）により、効果的な保健事業、保健指導の開発・運営を行っています。
対象地域	全国各地にスタッフを配置	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県にスタッフを配置
実施形態	◇一括調整型 担当スタッフ（専門職）1名につき最大8名/1日 ◇個別調整型	◇一括調整型 担当スタッフ（専門職）1名につき4名～8名/1日
問い合わせ先	☎03 (5209) 8553 担当：中前、佐々木	☎03 (3815) 5006 担当：廣瀬、菊地



平成二十四年度の掛金率は、二十四年一月二十五日開催の共済運営委員会において了承され、表1のとおりとなりましたのでお知らせします。

1 短期掛金率

① 短期給付分掛金率の据え置き

短期掛金率のうち短期給付分掛金率については、短期勘定の推計を行った結果、今後、数年間安定的な財政運営が可能であることから、現行の六・五二％に据え置きます。

② 介護分掛金率の改定

介護分掛金率は、厚生労働省からの通知の諸係数を基に介護納付金を算定した結果、前年度より約八億四千万円増加することとなったため、現行の〇・九八四％を〇・〇四一ポイント引き上げ、一・〇二五％に改定します。

2 長期掛金率

長期掛金率のうち長期給付分掛金率については、共済規程に基づき、現行



表1 平成24年度の掛金率

①40歳以上65歳未満の加入者 () 内は23年度の掛金率 (単位：％)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期給付分	介護分	事務費分	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲種加入者	6.52	1.025 (0.984)	0.055	0.125	7.725 (7.684)	13.292 (12.938)	0.055	0.125	13.472 (13.118)	21.197 (20.802)
乙種加入者等	6.52	1.025 (0.984)	0.055	0.195	7.795 (7.754)	-	-	-	-	7.795 (7.754)
丙種加入者	-	-	-	-	-	13.292 (12.938)	0.055	0.195	13.542 (13.188)	13.542 (13.188)
任意継続加入者	6.52	1.025 (0.984)	0.055	0.125	7.725 (7.684)	-	-	-	-	7.725 (7.684)

②40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者 () 内は23年度の掛金率 (単位：％)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期給付分	介護分	事務費分	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲種加入者	6.52	-	0.055	0.125	6.7	13.292 (12.938)	0.055	0.125	13.472 (13.118)	20.172 (19.818)
乙種加入者等	6.52	-	0.055	0.195	6.77	-	-	-	-	6.77
丙種加入者	-	-	-	-	-	13.292 (12.938)	0.055	0.195	13.542 (13.188)	13.542 (13.188)
任意継続加入者	6.52	-	0.055	0.125	6.7	-	-	-	-	6.7

(区分) 甲種加入者…短期・長期適用者
 乙種加入者等…短期のみ適用者 (乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院への公務員派遣加入者)
 丙種加入者…長期のみ適用者
 任意継続加入者…退職後短期のみ適用者

◎掛金の負担は、従来どおり、甲種・乙種・丙種加入者については加入者と学校法人等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。

◎都道府県補助金は、標準給与の月額にかかる長期掛金に対して補助されます。賞与等の額にかかる長期掛金に対して補助はありません。

震災対応

一部負担金の免除期間の延長
 業務部 短期給付課

東日本震災により被災された加入者や被扶養者の方に対する一部負担金の免除を、平成二十四年三月一日以降も引き続き延長することとしました。

1 免除を受けることができる期限

福島原発災害による警戒区域等に居住している加入者や被扶養者
 ↓ 平成二十五年二月二十八日まで

東日本震災による特定被災区域(警戒区域等以外)に居住し一部負担金免除の要件に該当する加入者や被扶養者
 ↓ 平成二十四年九月三十日まで

2 更新免除証明書の交付

- ・すでに一部負担金免除証明書(二十四年二月二十九日有効期限)をお持ちの方には、有効期限を二十四年九月三十日又は二十五年二月二十八日に更新した証明書を二月下旬に交付しました。
- ・在職中の加入者とその被扶養者の証明書は、所属する学校法人等に送付しましたので、該当者にお渡しください。
- ・三月一日以降、医療機関等を受診し一部負担金の免除を受けるには、窓口で三月一日以降も有効な更新証明書の提示が必要です。
- ・有効期限の切れた旧証明書は、速やかに私学事業団に返却してください。

表2 平成24年度分 短期掛金額のうち特定保険料率に相当する掛金額（加入者負担分の内訳表示）
（単位：円）

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額	特定保険料率相当掛金額〔注〕 1.52%(3.04%×1/2)
1	98,000	100,999まで	1,489
2	104,000	101,000～ 106,999	1,580
3	110,000	107,000～ 113,999	1,672
4	118,000	114,000～ 121,999	1,793
5	126,000	122,000～ 129,999	1,915
6	134,000	130,000～ 137,999	2,036
7	142,000	138,000～ 145,999	2,158
8	150,000	146,000～ 154,999	2,280
9	160,000	155,000～ 164,999	2,432
10	170,000	165,000～ 174,999	2,584
11	180,000	175,000～ 184,999	2,736
12	190,000	185,000～ 194,999	2,888
13	200,000	195,000～ 209,999	3,040
14	220,000	210,000～ 229,999	3,344
15	240,000	230,000～ 249,999	3,648
16	260,000	250,000～ 269,999	3,952
17	280,000	270,000～ 289,999	4,256
18	300,000	290,000～ 309,999	4,560
19	320,000	310,000～ 329,999	4,864
20	340,000	330,000～ 349,999	5,168
21	360,000	350,000～ 369,999	5,472
22	380,000	370,000～ 394,999	5,776
23	410,000	395,000～ 424,999	6,232
24	440,000	425,000～ 454,999	6,688
25	470,000	455,000～ 484,999	7,144
26	500,000	485,000～ 514,999	7,600
27	530,000	515,000～ 544,999	8,056
28	560,000	545,000～ 574,999	8,512
29	590,000	575,000～ 604,999	8,968
30	620,000	605,000～ 634,999	9,424
31	650,000	635,000～ 664,999	9,880
32	680,000	665,000～ 694,999	10,336
33	710,000	695,000～ 729,999	10,792
34	750,000	730,000～ 769,999	11,400
35	790,000	770,000～ 809,999	12,008
36	830,000	810,000～ 854,999	12,616
37	880,000	855,000～ 904,999	13,376
38	930,000	905,000～ 954,999	14,136
39	980,000	955,000～1,004,999	14,896
40	1,030,000	1,005,000～1,054,999	15,656
41	1,090,000	1,055,000～1,114,999	16,568
42	1,150,000	1,115,000～1,174,999	17,480
43	1,210,000	1,175,000以上	18,392

〔注〕円未満切り捨て

の二・九三八%を〇・三五四ポイント引き上げ、一三・二九二%に改定します。

3 短期掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」

二十四年度分特定保険料率に相当する掛金率（高齢者支援金等に充てるための掛金率）は三・〇四%となります。加入者と学校法人等が折半して負担するため、加入者負担分は、一・五二%

（三・〇四%×二分の一）です。この一・五二%は短期掛金率の内訳を示すものであり、新たな負担が生じるものではありません。

表2は、短期掛金額のうちの加入者が負担する「特定保険料率に相当する掛金額」を標準給与の等級別に表示したものです（円未満切り捨て）。

詳しい内容は私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp>）をご覧ください。

児童手当拠出金率の変更

業務部 掛金課

児童手当拠出金の拠出金率については、平成二十四年四月分（五月末納期限）から現行の〇・一三%が〇・一五%に変更となる予定です。

七十歳からの一部負担の割合

業務部 短期給付課

第四次補正予算（案）が可決・成立し、七十歳から七十四歳までの方の医療機関等の窓口負担は、二十四年度も一割負担の措置を継続する見通しとなりました。

・更新した証明書がお手元に着く前に医療機関等で受診し、窓口負担したときは、一部負担金の還付を請求することができます。

・新たに免除証明書が必要な方は、免除証明書の交付申請をしてください。

3 入院時の標準負担額

入院時食事療養費又は入院時生活療養費の標準負担額の免除は、二十四年二月二十九日をもって終了となりますので、三月一日以降は、窓口負担が必要です。

※警戒区域等に居住とは

：左記の一部負担金免除の要件の④又は⑤のいずれかに該当している加入者又は被扶養者です。

※「一部負担金免除の要件」

特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年五月二日法律第四十号）第二条第三項に規定する区域をいう）に居住し（災害発生後に他市町村へ転出した場合を含む）、次のいずれかに該当する加入者やその被扶養者

- ① 居住する住家が全半壊・全半焼又はこれに準ずる被災をした
- ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った
- ③ 主たる生計維持者が行方不明である

- ④ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域の指示の対象となった
- ⑤ 特定避難勧奨地点に居住し避難した

採用時の手続き

加入者の資格取得

資格課

教職員を採用したときは、採用の日から十日以内に資格取得の報告をしてください。採用した教職員が後期高齢者医療制度の被保険者であっても資格取得の報告は必要です。

なお、四月一日採用予定者は事前受付をご利用ください(本誌二月号参照)。

◆提出する書類

(1) 資格取得報告書

① 新規資格取得

初めて私立学校(私学共済制度加入校。以下同じ)の教職員となった人

② 継続資格取得

前任校を退職した日又はその翌日に後任教で加入者になる人

③ 再資格取得

過去に私学共済制度に加入した人で、一日以上の期間を空けて再び加入者になる人

※同一法人で複数の学校を有する場合は、必ず所属している学校で「資格取得報告書」を提出してください。

(2) 所属学校等変更報告書

同一法人内の別の学校に異動になった人

※複数の学校を有する同一学校法人内で所属が異動があった場合は、必ず「所属学校等変更報告書」を提出してください。

◆記入上の注意

(1) 氏名欄に外国人氏名を記入するとき

・フリガナ欄↓カタカナで記入し、氏と名の間にスペースが必要で、
・漢字欄↓漢字・カタカナ又は大文字のアルファベットで記入し、氏と名の間はスペース一字が必要です。
・氏と名の間のスペースは一か所のみとなります。

(2) 基礎年金番号の記入

私学事業団では、提出された「資格取得報告書」の基礎年金番号に基づき、加入者情報を日本年金機構に提供しています。基礎年金番号の記入がない場合、氏名のフリガナが一字違っていても新規に付番されるため、二重に付番されてしまいます。また、同一人と思われる人がいる場合は、付番済みの可能性があるとして、日本年金機構から加入者あてに「基礎年金番号照会(回答)について」が送付されます。この回答をしなかった場合、加入者の取得情報をはじめ、その後の異動処理(氏名・住所変更や資格喪失等)についても日本年金機構では収録されないため、国民年金第一号被保険者の資格が喪失されなかったり、年金請求時の手続きが複雑になることがあります。

「資格取得報告書」には、必ず本人に基礎年金番号を確認のうえ記入し、基礎年金番号を確認できる書類(基礎年金番号通知書等)の写しを添付してください。

「資格取得報告書」に基礎年金番号の記入がない場合(無に○がある場合を除きます)は、確認通知書に「基礎年金番号追加報告書」を同封しますので、記入のうえ、基礎年金番号を確認できる書類の写しを添付して提出してください。

(3) 住所欄

フリガナも忘れずに記入してください。

◆任意継続加入者が再び私立学校に就職して加入者になるとき

任意継続加入者は、「任意継続加入者資格喪失申出書」に再資格取得する学校名と取得日を記入し提出してください。学校法人等は、「資格取得報告書(再資格取得)の余白に「任継喪失申出書提出済」と朱書きし、提出してください(被扶養者がいる場合は、次項参照)。

被扶養者の認定 資格課

採用の際に被扶養者がいるときは「被扶養者認定申請書」に、戸籍謄本など加入者との続柄を確認できる書類

や所得証明書など扶養の事実を証明する書類を添付して、必ず資格取得日から三十日以内に提出してください。

資格取得日から三十日を過ぎて申請した場合は、その申請が本事業団で受理された日(発信日が確認できる場合はその日)が被扶養者の認定日となりますので注意してください。

やむを得ず添付書類が整わないときは、「被扶養者認定申請書」に添付書類が整わない理由書を添えて送付してください。受け付け後、書類不備で返送しますので、添付書類が整い次第一括して再提出してください。その場合、「被扶養者認定申請書」の事由発生にさかのぼって確認の処理を行い、加入者被扶養者証を交付します。

継続資格取得の場合は、被扶養者に変更がなければ申請は不要です。

※加入者番号がまだ決定されていない場合、「被扶養者認定申請書」の加入者番号欄については、学校記号番号までを記入してください。

◆被扶養者認定申請時の添付書類

(1) 認定に必要な添付書類については、本誌平成二十三年十一月号に掲載している「被扶養者認定申請書ポイントと事例」及び二十三年版「事務の手引」一二五〜一四五頁、私学共済事業ホームページを参照してください。

(2) 被扶養者のいる任意継続加入者が再

資格取得し、引き続き被扶養者の認定を申請する場合は、「被扶養者認定申請書」の余白に任意継続加入者であったときの加入者番号と「任意継続からの再取得」と朱書きすることとで、添付書類を省略できます。

(3)他の健康保険制度（国民健康保険を除く）から、引き続き資格取得する場合

①前の健康保険制度で配偶者や子が被扶養者に認定されていたときは、添付書類を健康保険証・組合員証の写し又は資格証明書（続柄、生年月日が確認できるもの）に省略することができます。

②子のみ認定申請で、学校法人等から扶養手当が支給されない場合は、①のほか夫婦共同扶養に関する書類も必要です。加入者と配偶者の収入を比較する書類として、加入者の年収見込証明書と配偶者の年収見込証明書又は前年の源泉徴収票を添付してください。

◆国民年金第三号被保険者の届け出

六十五歳未満の加入者が二十歳以上六十歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、国民年金第三号被保険者の届け出を同時に提出してください。なお、届出用紙が四月処理分から変更となります。事前受付分より必ず新用紙（三枚複写）を使用してください。

**加入者証が届く前に
保険診療を受けるとき**
資格課・短期給付課

(1)加入者番号が決定している場合又は被扶養者として認定された場合

学校法人等の代表者が加入者に「療養資格証明書」（事務の手引）八九頁参照）を交付することができます。加入者番号等は共済事業本部又は各カーデンパレスの共済業務課（東京を除く）に問い合わせてください。

(2)加入者番号が未決定の場合

医療機関の窓口では、いったん医療費の全額が自己負担となります。この場合、自己負担のうち、保険診療に該当する分については療養費や家族療養費として現金給付されますので、「診療報酬領収済証明書」に医師の証明を受け、「療養費・家族療養費請求書」に添付して請求してください。

**継続資格取得者の
福祉事業 保健課・貸付課**

◆積立貯金

積立貯金に加入している人が継続資格取得したときは、積立貯金は一時留保の取り扱いとなります。新たな加入者番号が決まり次第「積立復活届書」を提出することにより、積み立てを再開できます。

◆積立共済年金・共済定期保険

積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となります（手続不要）。なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合、積立共済年金加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

◆貸付け

(1)一般・教育・結婚・災害・医療貸付

住宅貸付以外の貸付けを利用して、住宅貸付以外の貸付けを利用して、後任校を通じて「異動報告書」を提出すれば、後任校でも引き続き定期償還できます（事務の手引）九五四・五ページ参照）。

(2)住宅貸付

住宅貸付を利用して、前任校から退職手当等が支給される場合は、継続資格取得をしても、即時償還しなければなりません。なお、前任校の退職手当等で全額償還できない場合や、同一県内の退職金財団加盟校間の異動などの事情で退職手当等が支給されない場合、後任校で定期償還を続けることができますので、次のとおり手続きをしてください。

①前任校の手続き

イ 退職手当の額が即時償還額よりも

少ないときは、退職手当等の支給額を明記した「退職手当支給証明書」（書式は任意、ダウンロード可）を作成し、提出してください。折り返し本事業団から支給額に応じた即時償還額の通知等を送付しますので、償還額を控除して学校法人等が払い込んでください。

ロ 前任校と後任校が同一県内の退職金財団に加盟しているため、退職手当等が引き継がれるときは、「退職手当引継証明（退職手当を後任校に引き継ぐ旨を記入したもの。書式は任意）」を作成し、提出してください。

ハ その他の事情で退職手当等が支給されないときは、「退職手当不支給理由書」（書式は任意）を作成し、提出してください。

②後任校の手続き

次の書類を作成し、提出してください。
・「異動報告書」
・「退職手当引当承諾書」

・「団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）」（団体信用生命保険に継続して適用を希望する場合のみ）
異動報告を確認すると、即時償還を取り消して定期償還を継続した旨を通知します。この際に、前任校で定期償還していない月分の「払込取扱票」を個別に作成し送付しますので、借受人から償還額を預かり、後任校が払い込んでください。なお、借受人に、即時償還が取り消しになった旨を前任校に連絡するよう、説明してください。

共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

私学共済制度の年金加入記録に収録された基礎年金番号の通知

平成24年4月から、「資格取得報告書」や「基礎年金番号追加報告書」で報告された基礎年金番号については、「基礎年金番号連絡書」(学校法人等用)及び「基礎年金番号確認書」(加入者用)により確認の通知を学校法人等へ送付します。

また、現在日本年金機構との間で行われている基礎年金番号の情報交換により、基礎年金番号の新規付番や番号変更等が判明した場合も、同様に確認の通知を学校法人等へ送付します。通知対象者を確認のうえ、「基礎年金番号確認書」又は「基礎年金番号変更等連絡書」をお渡しいただくようお願いします。【資格課】

共済定期保険の配当金の送金

23年度配当金の送金は6月下旬の予定です。23年10月1日現在の共済定期保険加入者に配当します。現在届け出ている指定金融機関(保険料振替口座)の口座解約や改姓による名義変更又は金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合には、4月10日(火)までに「振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。期限までに変更申出書の提出がないと、配当金の送金が遅れる場合があります。口座の登録内容に変更があった場合は、保険料の振り替えに支障のないよう速やかに届け出てください。【保健課】

平成24年度の任意継続加入者にかかる標準給与の月額の上限額

任意継続加入者にかかる標準給与の月額の上限額は平成24年4月から380,000円に変更となります。

なお、24年度の「任意継続掛金早見表」及び「任意継続加入者用介護分掛金早見表」は、3月上旬に送付する予定です。【掛金課】

ブラジル及びスイスとの社会保障協定が発効しました

3月1日に、日本とブラジル及び日本とスイス、それぞれ両国間の社会保障制度への二重加入防止と年金加入期間の通算を目的とした社会保障協定が発効しました。

手続きについては直接私学事業団に問い合わせてください。

※社会保障協定の内容については、日本年金機構の社会保障協定ホームページを参照してください。

(<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>)

【資格課・年金第一課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑しておりますので、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

平成23年3月31日退職者及び4月1日採用予定者の届け出の事前受付を3月1日(木)から実施しています。

加入者証等は毎週2回の決定後に順次発送します。詳しくは、本誌2月号をご覧ください。

受付期間：3月1日以降

決定日：受け付けから8~10日後の火曜日・金曜日

発送日：決定日から3日後(土・日・祝日を除く)

- 受け付けから加入者証等の発送までの事務処理におおむね2週間(標準処理期間)が必要になります。
- 標準処理期間中は、処理状況に関する照会を控えていただくようお願いします。
- 3月中に加入者証等が学校法人等に届いた場合でも、4月1日以降に該当者に渡してください。
- 例年、取得時給与の訂正が多くなっています。誤りのないよう確認のうえ提出をお願いします。【資格課】

3月の共済業務スケジュール



1日(木)	資格事前受付開始
2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 2月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 4月2日送金申込・任意償還申出締め切り
21日(水)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金
23日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(水)	掛金 2月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 3月定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(金)	貸付 4月23日送金分申込締め切り

4月の共済業務スケジュール



2日(月)	掛金 2月分納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 1月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 5月2日送金申込・任意償還申出締め切り

INFORMATION

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
 ☎03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

「学術研究振興基金」への寄付のお願い

今年度248件のご応募をいただいた「学術研究振興基金」は、私学事業団が広く一般から受け入れる寄付金を基金として運用し、この運用益を私立大学、私立短期大学、私立高等専門学校の良い学術研究に対して、毎年度交付するものです。

「学術研究振興基金」の原資に当たる「学術研究振興基金」は、昭和50年に設立され、企業・団体や個人の篤志家等からの寄付金により、平成23年12月末現在で53億8,309万円となっています。

この基金に対する寄付金は、**特定公益増進法人に対する寄付の取り扱い**となり、寄付者は、所得税や法人税法上の優遇措置を受けることができます。また、**相続・遺贈によって得た財産からの寄付についても、全額が相続税の課税価格の計算の基礎から除かれます。**

私学における学術研究の発展や、若手研究者の奨励にも寄与できるこの「学術研究振興基金」への皆様からのご寄付をぜひお願い申し上げます。

※本基金への募金協力についての詳細は、本事業団ホームページ「募金協力へのお願い」に掲載していますので、ご参照ください（http://www.shigaku.go.jp/s_kikin1.htm）。

助成部 寄付金課
 ☎03(3230)7316・7319
 Eメール kifukin@shigaku.go.jp

「自己診断チェックリスト」をご活用ください

平成23年度版「自己診断チェックリスト」を私学事業団ホームページ（http://www.shigaku.go.jp/s_center_checklist23.htm）に掲載しています。

自法人の経営状態の把握や経営改善に向けた取り組みにぜひお役立てください。

私学経営情報センター 経営支援室
 ☎03(3230)7830・7832
 Eメール shien@shigaku.go.jp



助成業務貸付金残高証明書の発行

助成業務の貸付金残高証明書については、貸付残高のある全学校法人に対し、平成24年3月31日現在の貸付残高証明書1部を4月下旬から5月上旬に送付する予定です。

貸付残高のある法人においては、発行願を提出する必要はありません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、理事長印を押印した「残高証明書の発行願」（A4判）と返信用封筒（切手を貼付したもの）をご提出ください。

- ①23年度末現在の残高証明書を2部以上必要とする場合
- ②23年度末現在以外の時点での残高証明書を必要とする場合

なお、23年度末時点において残高がない場合には、残高証明書を発行しませんので、ご了承ください。

【会計監査人への残高証明書の発行】

会計監査人あての残高証明書は、私学事業団から直接監査人に発行します。必要とされる場合には、残高証明書発行願にあたる「確認依頼状」（公認会計士協会所定様式）と、送付先の監査人の住所・名称（氏名）を明記した返信用封筒（表書に「学校法人〇〇学園監査資料」・「学校法人番号」を併記し、切手を貼付したもの）をご提出ください。

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内（平成24年3月分）

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに**私学事業団指定口座にご入金**ください。

※払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（本事業団の口座に入金された日）までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

振り込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内（払込依頼書）」を使用し、「**電信扱い**」にしてください。
- ②インターネットバンキング等を利用する場合は、「払込依頼書」に記載の**法人番号と法人名を通信欄にご記入**のうえ、振り込みを行ってください。
- ③償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「**学校法人単位**」で一括してお振り込みください。特に3月は約定償還月にあたります。遺漏のないようお願いいたします。

東日本大震災により被害を受けられた地域の学校法人の皆さまに対し、ご希望のある場合は既往の貸付について、平成24年3月期の元金の償還及び利息の支払いを当面6か月間猶予いたしますので、下記までお問い合わせください。

融資部 融資課
 ☎03(3230)7869～7871
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

箱根登山鉄道で「対岳荘」にお越しください

箱根登山鉄道は、敷設工事の着手から今年で100年を迎えました。3両編成の前後(45m)で高低差が3.6mもある勾配の登坂や、半径30mのカーブ走行など、箱根の起伏ある地勢や迫力のある車窓をお楽しみいただけます。沿線に咲く4月の桜、6月の紫陽花もオススメです。



大浴場

旬の素材を吟味した会席料理をお楽しみください。

漫湯(まんゆう)プラン

1泊2食付(1名様) 10,000円

味彩(あじさい)プラン

1泊2食付(1名様) 11,500円

ちょっと贅沢な会席料理をご用意いたします。

箱根 対岳荘

〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460(82)2094
 (箱根登山鉄道「箱根湯本」駅又はJR「小田原」駅から伊豆箱根バス・箱根登山バスで「大平台」下車、徒歩3分。箱根登山鉄道で「大平台」駅下車、徒歩5分)

融資事業のご案内

平成24年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表 (平成24年3月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.6	年% 0.9	年% 0.7
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.7	1.0	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.6
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.9	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

24年度融資のご希望については、現在受付中です。

24年度計画の詳細は8頁をご覧ください。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

東京都市大学等々力中学校・高等学校

「ノブレス・オブリージュとグローバルリーダーの育成」を教育理念に掲げ、本校独自の4つの教育プログラムを実践。文武両道を目指し、バランスのとれた健全な心身を備えた生徒を育成します。2010年に竣工した新校舎も、教育理念を生かし、生徒の「潜在能力」を引き出す教育環境・施設環境を整備しました。